

令和元年 9 月 20 日

一般競争入札公告

社会福祉法人元気村の発注する「特別養護老人ホーム栗橋翔裕園修繕工事」について次のとおり一般競争入札を行うので公告します。

社会福祉法人 元気村
理事長 神成 裕介

1 工事概要

- (1) 工事名称 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園大規模修繕工事
- (2) 工事場所 埼玉県久喜市栗橋 310 番地 1
- (3) 建物概要 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建、延床面積 2,654.16 m²(本館のみ)
- (4) 工事内容 建築及び空調設備大規模修繕工事
- (5) 予定工期 : 令和元年 11 月 6 日から令和 2 年 2 月 29 日まで

2 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有 (非公表)
- (3) 最低制限価格 有 (非公表)
- (4) 入札保証金 無 (免除)

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 平成 30 年・令和元年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加者名簿(建設工事)に、対象工事に対応する業種で掲載されている単体企業(共同企業体は不可)で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 埼玉県格付が建築工事で A ランクであること。
 - ② 経営事項審査数値の総合評定値(P)が建築工事で 800 点以上であること。
 - ③ 埼玉県内に本店又は契約締結権限のある支店あるいは営業所を有すること。
- (4) 開札日から 1 年 7 ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく

入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業の許可を有すること。
- (8) 平成 20 年以降に埼玉県内の 50 床以上の特別養護老人ホームの新築、又は 5,000 万円以上（税別）の増築、改築、大規模修繕工事（特別養護老人ホーム又は老人保健施設）の元請け工事実績があること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

(1) 受付日時 公告日から令和元年 9 月 30 日（月）午後 5 時必着

(2) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
- ② 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
- ③ 一般競争入札参加資格の規定に違反していない旨の書類（様式有）
- ④ 会社案内・会社経歴書
- ⑤ 建設業許可証明証の写し
- ⑥ 経営事項審査総合評点のわかる経営審査票の写し
- ⑦ 平成 30 年・令和元年度埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類の写し
- ⑧ 3（8）に該当する工事施工実績（件名、金額、工期等）を証する契約書の写し
- ⑨ 法人登記簿謄本

※上記様式の書式は、下記問い合わせ先まで電子メールにて請求のこと
件名を「入札参加確認申請書送付希望」とする。

(3) 提出方法

下記問い合わせ先に連絡の上、持参又は郵送でも可（上記締切日必着）。持参する場合は必ず連絡時に指定された日時に持参すること。

なお、提出書類は返却しない。

(4) 提出・問い合わせ先

社会福祉法人元気村 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園

TEL 0480-52-6611 FAX 0480-52-6788

〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋 310 番地 1

担当：市川（イチカワ） メールアドレス：nyusatsu@genkimuragroup.jp

5 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、令和元年 10 月 2 日（水）までに全ての業者に参加資格の有無について、問い合わせ先担当者よりメールにて通知を行う。

- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、令和元年 10 月 3 日(木) 郵送 AM 必着で設計図書等「入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書、質疑応答書」を問い合わせ先担当者より CD-ROMにて郵送する。
- CD-ROMを受領した業者は、問い合わせ先担当者にメールにて通知すること。件名を「設計図書等の受領確認通知」とすること。(現場説明は行わない)
- ※郵送した図面関係は見積以外には使用しないこと。
- ※配布したCD-ROMは、入札日に持参し、返却すること。
- (3) 設計図書等に対する質疑
- 期日は令和元年 10 月 11 日(金) 午後 5 時までとする。
- 質疑は所定様式のデータのまま問い合わせ先担当者にメールで送付すること。追って原本も郵送すること。質疑がない場合でも、所定様式に「質疑なし」と記載しメールで送付すること。件名は「設計図書等の質疑」とする。尚質疑のない場合は原本の郵送は不要とする。
- (4) 設計図書等に対する回答
- 令和元年 10 月 17 日(木) 午後 5 時までにメールで回答する。回答がない場合は、問い合わせ先担当者まで問い合わせること。
- 回答は、全ての入札参加業者へまとめて送付する。

6 入札日程等

- (1) 日時 令和元年 10 月 28 日(月) 午後 2 時から(10 分前までに受付を完了すること)
- (2) 場所 社会福祉法人元気村 法人本部研修センター
埼玉県鴻巣市東 1-1-25 フラワービル 3 階
- (3) 入札方法 入札書を封筒に入れて厳封の上、入札箱に投函
- (4) 開札 入札後即開札とする。

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者及び初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札参加できないものとする。(再度入札は 2 回まで実施するものとする)
- (3) 初回入札に参加する者が 1 社のみの場合は、1 回のみ入札を行うことができる。ただしこの場合、再度入札は行わない。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記 4 条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ① 最低価格で入札した者に随意契約の意志がある場合(最低価格で入札した者に随意契約の意志がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
- ② 再度入札において、入札に応じる者が 1 社のみとなった場合。
- 条件 1: 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件 2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件 3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件 4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名すること。

- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときには、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印にて封印し提出すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は、入札金額見積内訳書を提出すること。内訳は修繕工事と改修工事のそれぞれで作成し、最終工事項目で合算した見積書とすること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。提出しない者は入札に参加できないものとする。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という）等に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話、及びファクシミリ、メールにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出が受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。

- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合はこれに従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会の承認を受けた後とする。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては以下の予定とする。

工事着工時：工事請負金額の20%

工事完成時：工事請負金額の80%（但し県の補助金及び福祉医療機構の借入金入金後とする。）

10 この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人元気村 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園

TEL 0480-52-6611 FAX 0480-52-6788

埼玉県久喜市栗橋 310 番地 1

担当：市川（イチカワ） メールアドレス：nyusatsu@genkimuragroup.jp